

## ○岡山市花き地方卸売市場売買参加者の承認要領

岡山市花き地方卸売市場（以下「市場」という。）における売買参加者の承認については、岡山市花き地方卸売市場業務条例（令和２年市条例第２９号。以下「条例」という。）及び岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程（令和２年市市場事業部管理規程第１０号。以下「規程」という。）によるもののほか、この要領により行うものとする。

### 1 資格要件

売買参加者の資格要件は、次のとおりとする。

#### (1) 市場取引に関する事項

ア 承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、市場における売買取引について、必要な知識を有すること。

イ 申請者が成人で、花きの仕入れ又は販売業務について３年以上の経験を有すること。

ウ 申請者が法人である場合にあつては、売買取引に参加する者が前ア、イの要件を備えていること。

#### (2) 資力信用

ア 卸売業者が指定する決済方法・決済期間等の買受代金決済条件に沿って代金決済できる者であること。

イ 申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有しないこと。

ウ 税法に基づく納税義務を遂行している者であること。

#### (3) 財務状況

直近の財務状況において、著しい経常損失が発生していない者であること。

### 2 代理者に関する事項

(1) 申請者（すでに承認された売買参加者の場合はその代表者）は、売買参加者の代表者の業務を代行させる者として「代理者」を置くことができる。

(2) 「代理者」とは、申請者又は売買参加者の役員又は使用人であつて、市場事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた上で、卸売業者が行う卸売の相手としての業務を代行する者をいう。

(3) 代理者の承認に関する資格要件等はこの要領を準用する。

(4) 売買参加者は、使用する代理者を変更及び使用中止しようとするときは、規程第２２条で定める売買参加者の名称変更等の届出書（様式第２１号）により、遅滞なく、管理者に届け出なければならない。

### 3 承認書の交付

(1) 管理者は、条例第３２条第１項の承認をしたときは、申請者に対し、売買参加者承認書（様式第１号）を交付するものとする。

(2) 管理者は、第２項第２号の承認をしたときは、申請者に対し、売買参加代理者承認書（様式第２号）を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年6月21日から施行する。

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

岡山市花き地方卸売市場売買参加者承認書

申請者 住 所

店舗の住所

商 号

名称及び  
代表者氏名

市場事業管理者

岡山市花き地方卸売市場業務条例第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、岡山市花き地方卸売市場売買参加者として承認します。

記

1 承認番号 番

2 承認期日 年 月 日

様式第 2 号

第 号  
年 月 日

岡山市花き地方卸売市場売買参加代理者承認書

申請者 承認番号

住 所

名称及び  
代表者氏名

市場事業管理者

岡山市花き地方卸売市場売買参加者の承認要領第 2 項第 2 号の規定に基づき、売買参加者の代理者として、下記のとおり承認します。

記

1 代理者氏名

2 承認期日 年 月 日